

工事請負契約に係る最低制限価格の算定方式の見直し（試行実施）

予定価格の事前公表の試行に伴い、その対象となる工事請負契約に係る最低制限価格を探るといった不正な動きを抑止するため、算定方式を見直すこととする。

1 算定方式

【現行】

$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times a$

a：機械が無作為に選んだ係数（99.5%～100.5%の範囲内で0.01%刻み）

但し、当該金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た金額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た金額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た金額とする。

【改正】

次の（1）（2）で算定した金額のうちいずれか低い金額とする。

但し、当該金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た金額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た金額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た金額とする。

（1） $(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times a$ ※【現行】に同じ。

a：機械が無作為に選んだ係数（99.5%～100.5%の範囲内で0.01%刻み）

（2）入札者の入札書（次のア及びイに該当するものを除く）に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上、当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除した金額。（別紙3参照）

ア 予定価格を超過した金額を記載した入札

イ 予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札

※改正後の算出イメージは別紙3のとおり

2 対象

工事請負契約に係る予定価格を事前公表する工事

3 実施時期

令和2年4月1日以降発注分から（予定）

4 関係規程の整備

関係規程等の整備は、年度末までに行う。

5 その他

予定価格の事前公表制度の導入に合わせるものであるため、当面の間の試行実施とする。